17川情個第81号 平成18年2月13日

川崎市長 阿 部 孝 夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会 会 長 安 冨 潔

公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて (答申)

平成17年3月7日付け16川経商観第773号で諮問のありました公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関の判断は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成17年1月24日付けで、川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長(以下「実施機関」という。)に対し、「鋼管通商栄会のアーケード撤去に関する補助金申請書の添付書類のうち、選択肢のないアンケート回答用紙ではなく、賛成、反対の意思表示のできたアンケート回答用紙」の写しの交付請求(以下「本件請求」という。)を行った。

実施機関は、平成17年2月4日付けで、本件請求の対象公文書について、当該補助金申請書の添付書類には当該アンケート回答用紙は存在しないとして、本件請求に対し拒否処分を行った。

異議申立人は、平成17年2月23日付けで、当該対象公文書は鋼管通商栄会のアーケード撤去問題に関し重要なものであるとして拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った(当審査会諮問第140号事件)。

3 異議申立人の主張要旨

平成17年10月27日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、 次のとおりである。

鋼管通商栄会のアーケード撤去事業に対する補助金交付の停止を求めて「市長への手紙」を出したが、平成15年11月17日に川崎市の職員が来られ、その際に商店街から配付されていたアンケート用紙を見て、川崎市に提出されたものとは違うと言っていた。これは、商店会の役員が私たちに配付したアンケート用紙とは別の選択肢のあるアンケート回答用紙を作成して、川崎市に提出したものと思われる。

当該文書には「アンケート」という名称がついているかどうかは不明である。また、補助金の申請に必要な書類かどうかも不明であるが本件請求の対象であるアンケート回答用紙はアーケード撤去に関する鋼管通商栄会会員の意思表示確認のために重要なものであり、開示されることを求める。

4 実施機関の主張要旨

平成17年3月25日付け処分理由説明書及び同年11月14日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

当該アーケード撤去に関する補助事業は、川崎市商店街共同施設補助金交付要綱に基づき実施されており、会員名簿や会則等の添付書類についても同要綱により規定されている。

当該アーケード撤去は会員への影響が大きいことから商店会会員の撤去意思の確認のため、「市長が必要と認める書類」として商店会会員の撤去に対する「同意書」を提出させている。

異議申立人が開示を求めている「アンケート」については、商店会内部の意思確認の一環として実施されたものと推測されるが、補助金申請に必要な添付書類ではないので実施機関には提出されていない。

したがって、本件請求の対象となる公文書はそもそも保有していないため、請求を 拒否したものである。

5 審査会の判断

- (1) 本件は、鋼管通商栄会の既存のアーケード撤去等(以下、本件アーケード問題という)について、鋼管通商栄会より川崎市(担当窓口は川崎市経済局産業振興部商業観光課)に対して商店街共同施設補助金交付要綱に基づく補助金が支出されているところ、この書類の中に鋼管通商栄会がその構成員を対象として実施した「アンケートの回答用紙」があるはずであるとの判断に基づいて、異議申立人から実施機関が保有するはずである「アンケート回答用紙」の開示を求めたのに対して、実施機関は「アンケートの回答用紙」は不存在であるとして開示請求を拒否したものである。
- (2) ところで、異議申立人が開示を求めている「アンケートの回答用紙」がいかなるものであるかについては、異議申立人の公文書開示請求書からは明確ではないうえ、異議申立人自身は特に反論の意見書を提出することなく、異議申立人が本件アーケード問題についてその折々に提出してきた文書を提出したうえで、口頭意見陳述に臨んだので、当審査会において、異議申立人の意図している「アンケート回答用紙」がどのようなものであるか、確認をした。

異議申立人によれば、同人が鋼管通商栄会の既存のアーケード撤去の動きがあることに対して市長への手紙(第一回)を出したので、これに対応して川崎市経済局産業振興部商業観光課の担当者が異議申立人方を訪ねた際(平成15年11月17日)に、異議申立人に既に配布されていたアンケート用紙(以下、異議申立人所持用紙という)と異なる「アンケート用紙(賛成・反対の意思表示のできた回答書)」があるということを聞いた。但し、同担当者から、その「アンケート回答用紙」を見せてもらっていないが、所持していた記録を見て、異議申立人所持用紙と異なると言っていた。

異議申立人が開示を求めるのは、この平成15年11月17日に実施機関担当者が所持していたはずの「アンケート回答用紙」であるということのようであった。

(3) 実施機関の記録、市長への手紙等の文書より明らかとなる本件アーケード問題の事実の推移は下記のようになっている。

記

平成15年 8月 鋼管通商栄会よりアーケード撤去とそれに伴う街路灯の新設計画届が提出される。

同年 9月 実施機関担当者による現地調査と助言。

鋼管通商栄会が業者からアーケードの腐食が進行しており、 修理が困難である旨の文書を取得。 同年10月 実施機関へ鋼管通商栄会が相談に来たので、補助金申請手 続きについて説明する。

同年11月14日 異議申立人より市長への手紙が出される。

同月17日 実施機関が異議申立人宅訪問。

同月19日 実施機関が鋼管通商栄会会長宅訪問。

同月24日 回答書(=異議申立人所持用紙)配布

同月26日 異議申立人より市長への手紙が出される。

同年12月 1日 実施機関が異議申立人宅訪問。

同年12月10日 反対者集会開催。

平成16年 2月29日 異議申立人より市長への手紙が出される。

同年 3月 9日 実施機関より異議申立人に対して電話対応。

同年 5月頃 鋼管通商栄会が同意書を構成員から徴求する。

同年 6月 異議申立人が実施機関に来所。

同年 8月 異議申立人が実施機関に来所。

同年 9月 異議申立人が実施機関に来所。

同月24日 鋼管通商栄会が異議申立人に内容証明郵便を送付。

同年10月 4日 鋼管通商栄会より補助金交付申請書提出。

同月18日 異議申立人より市長への手紙が出される。

同月20日 川崎市が条件を付して補助金交付を決定する。

同月22日 実施機関より異議申立人に対して電話対応。

同月28日 異議申立人より市長への手紙が出される。

同月31日 異議申立人より市長への手紙が出される。

(4) 以上のような経緯であり、異議申立人所持用紙を実施機関担当者に示すことができたのは、平成15年11月24日に同用紙が配布された後でしかあり得ないことになる。したがって、異議申立人が自ら特定した開示の対象である平成15年11月17日に実施機関担当者が所持していたはずの「アンケート回答用紙」はそもそも、論理的に言って存在するはずがないこととなる。

もっとも、実施機関担当者が異議申立人宅を訪問しているのは、平成15年11月17日と同年12月1日の2回であるので、異議申立人が日付の特定を誤った可能性がないではないので、いずれにしても、この当時(平成15年)に存在したはずのアンケート回答用紙と解する余地がないではない。

そこで、以下にそのような回答用紙が実施機関に提出される余地があるか否かについて検討する。

(5) 川崎市商店街共同施設補助金交付要綱によれば、補助金交付について交付申請書を受理した場合には、内容を審査して、認定の有無を決することとされているが (第4条第2項)、この交付申請書には、事業計画書、別表第3に定める書類及びその他市長が必要と認める書類を添付しなければならないとされている(第4条第1項)。

この別表第3に定める必ず提出を要する書類の中には商店街の構成員の意向を確

認するような書面は一切要求されていない。

実施機関によれば、実施機関としては、本件アーケード問題については、事前に 反対の意向を有する構成員があることが判明していたので、市長が必要と認める書 類として、撤去に関する構成員の同意書を徴求することとしていたということであ る。そして、現実に、この撤去に関する構成員の同意書が添付されているところで ある。

このように、実施機関として交付申請書に添付するものとして要求している書類は構成員の本件アーケード撤去についての「同意書」であって、本件アーケード問題について構成員の賛否を問うようなアンケート用紙ではない。

その意味で、実施機関が「アンケート用紙」を平成15年11月17日に入手していた ものということに限定しないとしても、そのようなものを求めて入手する合理性は ないというべきであり、実施機関が対象公文書の不存在を理由として開示請求を拒 否することは何ら不合理なところはないということになる。

つまり、実施機関としてアンケート用紙を鋼管通商栄会から徴求するべき合理性 はなく、たまたまそのようなものが入手できたという機会があれば、それを保管し ていることが考えられるに過ぎない。

(6) そこで、審査会としては、上記のようにたまたまアンケート用紙或いはこれに類するものが実施機関において入手することが出来た可能性について検討するため、 平成17年12月26日に、当時の担当者に事情を聴取するとともに、実施機関の本件アーケード問題に関する一連の書類について確認をした。

しかしながら、当時の担当者に確認するも、「アンケート用紙(賛成・反対の意思表示のできた回答書)」を入手したことはなく、異議申立人の述べるような言動(異議申立人所持用紙とは別のアンケート用紙があるとのことを述べた)にも記憶がないとのことである。

さらに、実施機関が所持する本件アーケード問題に関する一連の書類の中には異議申立人が自ら市長への手紙に添付してきた異議申立人所持用紙以外のアンケート 用紙は見当たらなかった。

よって、異議申立人が開示を求める「アンケート回答用紙」については不存在と してその開示を拒否した実施機関の判断は妥当であると判断した。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会(五十音順)

委 員 小 林 美智子 委 員 鈴 木 庸 夫 委 員 髙 岡 香 委 員 安 冨 潔